

鎌倉市告示第 82 号

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定（令和 3 年 8 月告示第 137 号）の一部を次のように改正し、告示の日より施行する。

令和 4 年（2022 年）6 月 17 日

鎌倉市長 松尾 崇



建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第二号及び第 6 項により、特定行政庁が定める建築物に関する中間検査は次のとおりとする。

1 区域

鎌倉市全域

2 建築物の構造、用途、規模

中間検査を行う建築物は次に掲げる建築物（新築に限る。）とする。ただし、法第 18 条第 3 項の規定に基づく確認済証の交付を受けた建築物、法第 85 条第 6 項の規定による許可を受けた仮設建築物及び車庫等の附属建築物は除く。

(1) 法第 12 条第 1 項で定める建築物

(2) 次のいずれにも該当する建築物

ア 延べ面積が 50 平方メートルを超える新築の一戸建ての住宅、長屋又は住宅と他の用途を含む建築物

イ 主要な構造が木造（丸太組工法以外の工法に限る。以下同じ。）又は木造と木造以外の構造を併用した建築物

3 特定工程及び特定工程後の工程に係る工事

別表のとおりとする。

別表

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造又は主要な構造が木造と木造以外の併用構造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造	主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事又は耐力壁の工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な木造の軸組又は木造の耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事